

坂井市営住宅 入居申込みのご案内



- 市営住宅は、どなたでも入居できるわけではありません。
条件がいくつかありますので、このしおりでご確認ください。
- 申込希望の方は、都市計画課まで直接お越しください。
入居の条件を満たしている場合に申込書類一式をお渡します。
- ★ 募集・抽選の日程は、市広報紙・ホームページに掲載します。
- ★ 申込書は随時受け付けております。
- ★ 随時募集の団地の申込書の提出は募集中の部屋に限ります。
- ★ 提出した申込書の有効期限は、その年の12月末日です。

坂井市/建設部/都市計画課（坂井市坂井町下新庄1-1）

☎50-3052(直通) 午前 8:30~午後 5:15

※土曜、日曜、祝日および 12月29日~1月3日は

受付できません。



市営住宅とは？

市営住宅は、『公営住宅法』という法律に基づき国の補助金や市の税金をかけて建設された、住宅に困っている方に、安い家賃でお貸しするための住宅です。

入居申込みにあたりましては、その世帯の収入や、入居する方などに各種条件が設けられていますのでご注意ください。

市営住宅入居者の条件

入居申込みができる方は、次の①～④の要件をすべて満たす方です。

① 同居親族要件

- 現在同居している又は同居しようとする親族がいること

ただし、おひとりで入居申込できる方もいます。(居室の数が2室以下の部屋のみ)

- ・60歳以上の方
- ・身体障がい、精神障がい、知的障がいの方
- ・生活保護受給者の方 など

単身入居した方は、原則、入居後に親族を同居させることはできません。また、配偶者がある場合は別居中でも申込みできません。

- 両親、祖父母等の片親とだけ同居するなどの不自然な寄合い世帯、分割世帯は、申込みができません。(注:離婚が成立していない場合は申込み不可)
- 結婚予定の方は、挙式(入籍)予定の3ヶ月前から申込みができます。

② 住宅困窮要件

現在、住宅に困っていることが明らかであること

- 持ち家など固定資産のある方、すでに公営住宅に入居している方は申込みができません。

③ 入居収入基準

世帯の収入(所得月額)が、入居収入基準額を超えていないこと

- 所得月額＝(世帯全員の年間所得金額の合計－★各種控除)÷12**

【一般世帯の基準額】

公営住宅	158,000円以下
特定公共賃貸住宅	158,000円以上 487,000円以下

【裁量世帯の基準額】…障がいのある方を含む世帯、小学校就学前の子どもがいる世帯など

公営住宅	214,000円以下
------	------------

★各種控除は以下のとおり

控除の種類	控除の対象者	控除額(一人あたり)
・同居者控除 ・扶養控除	同居親族および 別居の扶養親族	38万円
・老人控除対象配偶者控除 ・老人扶養親族控除	控除対象配偶者または 扶養親族で70歳以上	10万円
・特定扶養親族控除	扶養親族で16歳以上、 23歳未満	25万円

このほか、障害者控除(27万円)、特別障害者控除(40万円)、寡婦／寡夫控除(27万円)などがあります。詳しくはお問合せください。

④ その他の要件

- 申込み時点で市税等の滞納がないこと。
- 暴力団員でないこと。
- 次の全ての条件を満たす**連帯保証人1名**が必要です。

- ・福井県内在住
- ・市税等の滞納がない
- ・所得が入居申込者と同等以上
- ・入居申込者との関係は、父母・兄弟など信頼性・永続性がある
(未成年者、成年被後見人、被保佐人または破産者でないこと)

注:市営住宅入居者や、すでに他の市営住宅入居者の連帯保証人になっている方は、連帯保証人としては認められません。

※連帯保証人には、申込みの際に「個人情報の取り扱いに関する同意書」または「納税証明書」を、入居が決定した際に「印鑑登録証明書」・「所得証明書」を提出していただきます。

※申込者が外国人の場合（下記の要件が追加となります）

- 申込者は、日本国に永住することを認められた方または、日本国における在留期間が1年以上の方であること。
- 連帯保証人は、日本国籍を有する方であること。



入居申込みに必要な書類

1. 市営住宅入居申込書…個人番号(マイナンバー)を記入することによって、以下の添付書類が省略できる場合があります。

●申込書に必要な事項を漏れなく記入すること

※提出後の希望住宅の変更はできません。

2. 住民票謄本(本籍・続柄あり)…個人番号の記入により省略できます。

●入居者全員分が必要

3. 市町発行の所得証明書(最新のもの)…個人番号の記入により省略できます。

または、所得の額を証明する書類

●入居者全員分(幼児、修学中の生徒学生を除く)が必要

※所得が無い方、年金受給の方も提出が必要です。

4. 市税等を滞納していないことがわかる証明書

●入居者のうち課税対象者全員分と、連帯保証人分が必要

〈**坂井市内にお住まいの方**〉⇒個人情報取り扱いに関する同意書

※課税対象者1名につき1枚の同意書が必要です。

市税の課税・滞納状況について確認させていただきます。

〈**坂井市外にお住まいの方**〉⇒完納証明書(納税証明書)またはこれに代わるべき書類

※申し込みされる年の1月1日現在に住んでいた市町で発行できます。

※非課税の場合は、非課税証明書をご提出ください。

5. 暴力団員でないことの確約書および同意書

●入居希望者全員について確約・同意できる場合、署名又は記名押印

6. その他必要に応じて“追加で”提出していただく書類

【マイナンバーを利用する方】…マイナンバー利用に係る「同意書」注:全員の自署が必要

【単身者、ひとり親世帯】…戸籍謄本 注:配偶者と別居状態は申込み不可

【結婚予定の方】………婚約証明書(別様式あり)、戸籍謄本(入籍後に提出)

【障がい者世帯】………障害者手帳(氏名・顔写真と、障害の級がわかる箇所)の写し
…個人番号の記入により省略できます。

【生活保護世帯】………証明する書類の写し …個人番号の記入により省略できます。

【その他】………状況に応じて市が必要とする書類がある場合は個別に提出

★ 虚偽の記載を確認した場合は申込み受理を取消します。

★ 入居後に虚偽が判明した場合は入居決定を取消します。

添付書類のうち、市民課窓口で発行する証明書類はすべて手数料が必要です。

【所得証明書の発行について】

「令和3年度(令和2年分)所得証明書」が必要な場合、令和3年1月1日現在に住んでいた市区町村の役所に申請することになります。

マイナンバーの利用について

市営住宅の申込みについては、個人番号(マイナンバー)を利用することによって、下記の添付書類を省略することが可能となっております。

- 住民票謄本(本籍・続柄あり)
- 所得証明書
- 障害者認定情報
- 生活保護認定情報(申請時にマイナンバー利用について申し出をお願いいたします。)

<利用に必要なもの>

- ・身分証明書
- ・利用者全員分の個人番号カード(マイナンバーカード)もしくは通知カード
※申請時に、ご本人確認と個人番号の確認をさせていただきます。
- ・マイナンバー利用に係る「同意書」
※同意する者自ら署名を行っていること。

	団地名	建設年度	構造/所在	戸数	室構成	浴室	浴槽	単身
丸岡	霞ヶ丘 8号棟	H9	鉄筋コンクリート 3 階建 (丸岡町霞ヶ丘 3 丁目 10)	4	2K	○	○	○
				2	2DK	○	○	○
				8	3DK	○	○	
	霞ヶ丘 9号棟	H9		1	2DK	○	○	○
				5	3DK	○	○	
	愛宕 1号棟	S53	現在募集停止中です	24	3DK	○	○	
	愛宕 2号棟			○		○		
	愛宕 3号棟			○		○		
愛宕 4号棟	S61	16		○		○		
春江	江留上(改良)2号棟	H26 改修	鉄筋コンクリート 4 階建 (春江町江留上大和 4-2)	24	2DK	○	○	○
	江留上(改良)3号棟	H29 改修	鉄筋コンクリート 4 階建 (春江町江留上昭和 4-1)	16	1LDK	○	○	○
				8	2LDK	○	○	
坂井	朝日 1号棟	S63	鉄筋コンクリート 3 階建 (坂井町朝日 5 丁目 1 外)	24	3DK	○	○	
	朝日 2号棟	H5		12		○	○	
	朝日 2号棟(特公賃)	H5		12		○	○	
	朝日 3号棟	H11		15	2DK	○	○	○
				9	3DK	○	○	

注:エアコン、ガスコンロ、照明器具等の設備はありません。

● 市営住宅の位置図

